

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の趣旨

本県では、2001年3月に「あいちの青少年育成計画21」を、2010年3月に「あいち子ども・若者育成計画2010」を、2018年8月に「あいち子ども・若者育成計画2022」を策定し、これまで様々な施策を推進してきました。

しかしながら、核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化、情報化社会の進展、更には新型コロナウイルス感染症の流行により孤独・孤立の問題が一層顕在化するとともに、子ども・若者の自殺、児童虐待、子どもの貧困、ひきこもり、不登校、いじめ問題等、子ども・若者をめぐる課題は大変憂慮すべき状況となっています。

一方で、本県は、世界に誇るモノづくり産業を始めとする産業県であり、この強みをさらに伸ばしていくための人材の育成や、グローバル社会で活躍する人材の育成は、愛知の輝く未来にとって重要な課題です。

こうした現状や課題を踏まえ、子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を実現するため、「あいち子ども・若者育成計画2027」（以下「計画」という。）を策定しました。

## 2 計画期間

2023年度から2027年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化に対応し、迅速かつ柔軟に施策を推進するため、必要に応じて見直しを行います。

## 3 計画の性格、位置づけ

- ・本県が、子ども・若者の健やかな育成を支援していくための行動指針とし、全ての県民が連携・協力し、地域の実情に応じて子ども・若者の健やかな育成を推進します。
- ・「子ども・若者育成支援推進法」第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」とします。また、2021年4月に決定された、国の「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえた中期計画となっています。
- ・2020年11月に策定した本県の総合計画「あいちビジョン2030」を踏まえた個別計画とするとともに、関連する他の個別計画と相まって、子ども・若者の健やかな成長と活躍に向けた支援を行います。

## 4 子ども・若者の範囲と計画の対象者

計画の対象となる子ども・若者の範囲は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会生活を営む上で困難を抱える方、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている40歳未満の方も多く存在することから、これらの方も対象とします。

施策によっては、40歳以上の方も対象とします。対象となる子ども・若者の支援にあたっては、対象年齢の終期以降のライフサイクルも見通した長期的な視点から取り組みます。

《参考》各種法令などによる呼称と年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分	
民法	未成年者	18歳未満の者	
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
児童福祉法	児童	18歳未満の者	
	乳児	1歳未満の者	
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳	
少年法	少年	20歳未満の者。ただし、特定少年（18歳以上の少年）については、保護事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。	
愛知県青少年保護育成条例	青少年	18歳未満の者	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者	
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者	法律上は規定なし。子ども・若者の範囲は、0歳から30歳代の者を含むとしている。	
子供・若者育成支援推進大綱 (2021年策定・国)	子供	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
		学童期	小学生の者
	若者	思春期	中学生からおおむね18歳までの者 (子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。)
		青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
		ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者
		青少年	乳幼児期から青年期までの者

## 5 計画の基本理念・施策目標

### 〈基本理念〉

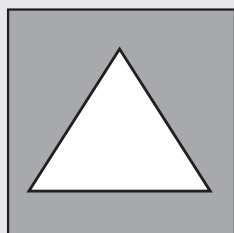
子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざして

### 〈施策目標〉

#### I

全ての子ども・  
若者の健やかな  
育成

愛知の子ども・若者が、それぞれ自立し、未来の担い手として活躍できるよう、**健やかな体と豊かな心を育む社会づくり**をめざします。

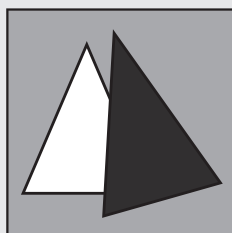


すこやか

#### II

困難を抱える  
子ども・若者やその  
家族への支援

様々な困難を抱える子ども・若者に寄り添い、一人一人の**状況に応じた支援が行われる社会づくり**をめざします。

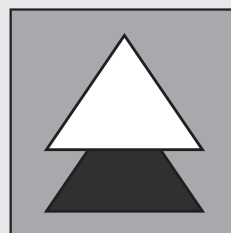


よりそい

#### III

未来をつくる  
子ども・若者の  
活躍促進

愛知の子ども・若者が、未来に向かって、夢や希望をもって前進できるよう、**活躍を後押しする社会づくり**をめざします。

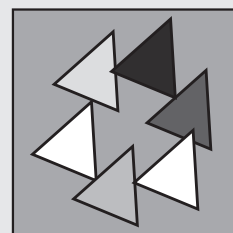


あとおい

#### IV

子ども・若者の  
成長のための  
地域社会づくり

家庭、学校、地域社会が、子ども・若者の居場所となり、成長を支える存在として、つながりながらその役割を果たし、**地域全体で育む社会づくり**をめざします。



つながり

## 6 計画の特徴

- ・基本理念に、新たな視点として「居場所」を加え、全ての子ども・若者に成長・活躍の土台となる安心できる居場所が確保されるよう、様々な施策を通じて取り組んでいくことを、今後の子ども・若者育成支援の方向性として示します。
- ・施策目標II「困難を抱える子ども・若者やその家族への支援」の推進施策として、「ヤングケアラーの支援」を追加するとともに、従来の推進施策である「性的少数者に対する理解促進」は多様性に配慮し、「不当な偏見・差別の防止・解消」に変更します。
- ・また、従来の推進施策である「子ども・若者支援地域協議会の設置促進と活性化」を、「子ども・若者支援地域協議会を通じた重層的な支援ネットワークの推進」に変更し、年齢階層で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」と、関係機関・団体が連携する「横のネットワーク」の構築を一層推進していきます。
- ・施策目標III「未来をつくる子ども・若者の活躍促進」の推進施策として、「イノベーション人材・モノづくり人材の育成」と「SDGsの理念を踏まえた教育の推進」を新たに加えます。

## 7 施策の体系

(基本理念)	(施策目標)	(推進施策)
子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざして	I 全ての子ども・若者の健やかな育成	1 健やかな体と豊かな心の育成 (1) 基本的な生活習慣の形成 (2) 健やかな体と豊かな心の育成 (3) 自然体験活動、スポーツ・文化芸術活動の推進 2 今を生き抜く力の養成 (1) 学力の向上 (2) 健康に関する教育と支援の推進 (3) 被害防止のための教育・啓発 3 若者の職業的自立、就労等支援 (1) 働く意欲、職業能力の養成 (2) 就労等支援の充実 4 子ども・若者の社会形成への参画支援
	II 困難を抱える子ども・若者やその家族への支援	1 困難を抱える子ども・若者の総合的な支援 (1) 子ども・若者支援地域協議会を通じた重層的な支援ネットワークの推進 (2) 子ども・若者に関する相談体制の充実 2 困難な状況に応じた取組 (1) 学校におけるいじめへの対応、不登校の子ども等の支援 (2) ニート等の若者の支援 (3) ひきこもりの若者の支援 (4) 障害等のある子ども・若者の支援 (5) 非行防止、非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援 (6) 子どもの貧困問題への対応 (7) 自殺対策 (8) ヤングケアラーの支援 (9) 外国人の子ども・若者の支援 (10) 不当な偏見・差別の防止・解消 (11) 児童虐待防止対策
	III 未来をつくる子ども・若者の活躍促進	1 愛知の産業の担い手となる人材の育成 (1) イノベーション人材・モノづくり人材の育成 (2) 農林水産業の担い手となる人材の育成 2 グローバル社会で活躍する人材の育成 (1) 国際交流と外国語教育の推進 (2) SDGsの理念を踏まえた教育の推進 3 世界で活躍するスポーツ選手、芸術家の育成 4 社会貢献活動等に取り組む若者の応援
	IV 子ども・若者の成長のための地域社会づくり	1 家庭、学校、地域全体で子ども・若者を育む環境づくり (1) 保護者等への積極的な支援 (2) 学校と地域が連携・協働する体制づくり (3) 地域全体で子どもを育む環境づくり 2 地域で子ども・若者を支える担い手の育成 3 子ども・若者が安心して暮らせる社会環境づくり (1) 有害環境への対応 (2) 子ども・若者の福祉を害する犯罪対策 (3) 子ども・若者が犯罪等の被害に遭わないまちづくり 4 子育て支援等の充実 5 多様で柔軟な働き方の推進